

## 巻頭論文

## 日本の外国人政策

—政策に関する概念の検討および  
国・地方自治体政策の検証—

北脇 保之\*

Japan has no clear and consistent policy to deal with the movement of people across national borders. This inadequacy has been prolonged partly by lack of clear definition of the policy concepts used in public discussion of migration. This article tries to clarify the meaning of such concepts as “immigrants,” “multiculturalism,” “multicultural symbiosis,” and “integration” in the Japanese context.

The most obvious feature of Japan's migration policy is its contradiction between the official policy and the reality that has been brought about by that policy. The most significant evidence is the fact that many “nikkeijin” are working in Japan as unskilled workers despite the official policy that denies the acceptance of foreign unskilled workers. Another feature is the commitment of local governments to integration of foreigners ahead of and more actively than the national government.

Most major countries have been making efforts to establish policies to treat foreigners properly under the circumstances of activated movement of people caused by globalization, through a combination of migration control policies and social integration policies. Japan too should establish a consistent migration policy comprising an immigration control policy based on a clear vision of Japan's future society and an integration policy in accordance with multiculturalism.

## 1. はじめに

1990年代以降我が国に在住する外国人が急激に増加し、現在も増加の傾向が続いている。2006年末現在における外国人登録者数は約208万人で前年に引き続き過去

\*東京外国語大学外国語学部教授（多言語・多文化教育研究センター専任教員）

最高を更新している。前年比3.6%の増加、10年前(1996年末)に比べると約67万人、47.3%の増加で、10年間で外国人登録者数は約1.5倍になり、外国人登録者の我が国総人口に占める割合は、1.63%になっている<sup>1</sup>。外国人の増加をもたらした主な要因は、1990年の入管法改正施行により創設された「定住者」の在留資格で来日する南米出身日系人や「日本人の配偶者等」として来日する人々、あるいは研修生・技能実習生や就学生として来日する人々の増である。

このように、外国人が増加し、しかも多くの日系人や研修生・技能実習生が労働力となるだけでなく、生活者として在住するという現実が進行しており、他方では少子・高齢化の進行により外国人の受入れ方針が国のごく近い将来の姿を左右する最重要要素の一つになっている。にもかかわらず、我が国には外国人の移住過程、すなわち出入国から滞在、定住、永住、帰化に関する一貫した政策がない。外国人の受入れを規制する「出入国管理政策(在留管理政策を含む。)」はあるが、受け入れた外国人をも構成員としてどのような社会を構築するかについての政策が非常に貧困であると言わざるを得ない。

このような政策の貧困は、外国人受入れに関わる政策領域(=「外国人政策」)を捉えるうえでの重要な概念が明確に整理されないままに議論が行われることによって助長されている。本稿では、この政策領域に関する基本的な概念を整理するとともに、その概念に拠って国および地方自治体の政策を分析し、総合的な外国人政策の不在を検証する。

## 2. 外国人政策に関する諸概念の検討

### 2-1. 「移民」

外国人の受入れに関してはよく、「我が国は移民を受け入れるべきか」、「すでに移民を受け入れていると見るべきか」が議論される。そこでまず、外国人の受入れに関する政策を「移民政策」と呼ぶことが適当であるかどうかを検討する。

駒井洋は、「移民」の定義として、「主として生涯あるいは長期にわたる居住者や3か月以上の居住者である外国出身者で、ホスト国の国籍を取得した者と原国籍を保持し続けている者の両者を包含する概念である」とする[駒井2006:14]。また、「移民政策」は、「特定の外国人移民を日本社会の一員として受け入れるか否か、また受け入れるとしたらどのように受け入れるかについての意思決定を意味する」とする。ここでは、「移民」は当該国における居住の状況(それも3か月以上という短期間のもの)のみを条件とし、本人の意思や在留資格の如何を問題にしていない。これでは、南米出身日系人も研修生・技能実習生も、さらには一部の日本人の配偶者も「移民」ということ

になって在住外国人と大差なく、外国人に関する政策を論じ、分析する道具として適切とは言えない。

また、依光正哲は、移民を「最初からその国の国民になることを念頭に置いた外国人」とし、外国人労働者を「基本的には母国に帰ることを前提として他国で働く者」とする[依光編2006:4]。そして、日本は移民の受け入れを是認していないが、外国人労働者の滞在の長期化に伴い、事実上の「移民」を受け入れていると等しい状況になっていること（「結果としての移民」の増加）を認識すべきであるとする。ここでの「最初からその国の国民になることを念頭に置いた」というのは、外国人の主観を問題にしているのではなく、「入国時点の在留資格が永住を可能にするものである外国人」の意味と思われる。しかし、「最初からその国の国民になることを念頭に」置いていなかった外国人でも事実上の「移民」となることを認めるならば、そのような「事実上の」という移民を包括した「移民」概念を考えるべきではないだろうか。

以上は「移民」の定義の代表的なものであるが、宮島喬は、「移民国」の定義として次の諸要素を備えた国が一般的にこれに当たるとしている[宮島2003:254]。

- 定住する移民を想定した在留資格を備えていること
- 裁量によらない国籍取得手続き（権利帰化）を定めていること
- 国土内で出生したという事実にもとづく何らかの権利が制度化されていること
- 重国籍など複数の所属に寛容であること
- 多少とも包括的な統合政策が行われていること
- 文化的タームでよりも「所属の意志」（その指標としては、例えば継続的な居住）によって定義される「国民」観念を持っていること

そして、以上のような「移民国」の観念に照らすとき、日本社会のシステムと精神構造は、はなはだ不整合であり、曖昧だという。なぜなら実態としては、「研修生」や「留学生」という資格で受け入れた者が実際の就労者となり、「日本人の配偶者等」「定住者」という外見にはよく分らない在留資格の下に二十万人を超える外国人がブルーカラー労働についている、「バックドア」（裏口）あるいは「サイドドア」からの受入れと評される日本流の外国人労働者受入れ法があるからだという。ここでは二つの問題がある。ひとつは、近藤潤三も言うように、これらすべての要素が揃わなければ移民国と言えないのかということである[近藤2007:11]。ふたつ目は、ここに列挙された要素は、当該国が外国人を、定住を前提に、将来は国民の一部になることを予定して受け入れる用意があるかどうか(近藤の言う「質的な移民国」)に関するものでもあるにもかかわらず、多数の外国人労働者の存在(近藤の言う「量的な移民国」)が「移民国」の定義に照らして不整合としている点である。「非移民国」にも「移民」はあり得る前提で、日本の

場合「非移民国」であるにもかかわらず「移民」が存在する点が不整合だというなら、改めて「移民」の定義が必要になるのではないか。その定義がなければ、宮島が指摘している南米出身日系人などの問題は「移民」の問題ではなく、「外国人労働者」の問題にとどまる。

「移民」概念の混乱を整理するためには、「移民」には、国境を越えた人の移動の過程に着目して、その人の永住の意思、在留資格、在住期間、生活関係構築の程度などの事実から一定の外国人を「移民」とする場合と、外国人受入れに関わる政策によって入国の時点から永住を前提として受け入れられた外国人を「移民」とする場合があることをはっきりさせたい。その両者を合わせて「移民」と定義すべきだろう。その際、前者については駒井のように幅広く捉えるのではなく、例えば10年以上居住し、我が国において生活基盤を築いていることなどを指標とすべきである。また、我が国の外国人政策は「移民」を認めていないので、後者の意味の移民は存在しない。したがって、我が国において外国人受入れに関わる政策領域をすべて「移民政策」と呼ぶのは不適切であり、より広い意味で「外国人政策」と呼ぶべきだと考える。

## 2-2. 「多文化主義」と「多文化共生」

外国人受入れに関わる政策領域においては、「多文化主義」も様々な論議を呼んでいる。多文化主義は、カナダおよびオーストラリアという移民国家で生まれてそれぞれの国の方針とされたものであり、アメリカでも賛否両論の激しい議論を引き起こしてきた。

関根政美は、「多文化主義」は、各人種、民族、エスニック集団(移民・難民、外国人労働者、周辺地域少数民族集団等)に関する政治的、社会的、経済的、文化・言語的不平等をなくして国民社会の統合を維持しようとするイデオロギーであり、具体的な一群の政策の指導原理であるとする [関根2000: 41]。関根は多文化主義を、多様性の許容度に従って、6つの型に分類している。「多文化主義」のとらえ方は論者によって様々だが、いずれも概ねこの6つの型のいずれかに属すると考えられる。そのうち日本の政策分析にあたって重要なのは、①リベラル多文化主義、②コーポレート多文化主義、③分断的多文化主義の3つであろう。①は、社会統合に際して文化的多様性を許容し、エスニック集団や民族集団の存在も認めるが、市民生活や公的生活面では主流国民社会の言語を使用し、リベラリズムに基づいた市民文化、社会習慣に従うべきだとする。また、このアプローチでは、差別を禁止して社会参加のための「機会の平等」を確保すればよいとする。②は、公的領域でも多言語放送や多言語文書が使用され、多言語・多文化教育が発展する。また、政府がエスニック・コミュニティの言語・

文化の維持活動を援助するため、エスニック・コミュニティは法人格を与えられ援助の対象となる。これは、差別を禁止したうえで、被差別者に財政的、法的援助を認める「結果の平等」を目指す立場である。③は、主流国民社会の文化(価値・規範)、言語、生活様式を否定し、独自の生き方や生活を追求しようとする、急進的で隔離的な動きである。

アメリカでは、アーサー・シュレジンガーのような文化多元主義者からの多文化主義批判がある。シュレジンガーは、「私的領域」と「公的領域」を区分し、私的領域には複数のサブカルチャーが存在することは認めるが、公的領域においては「単一の共通文化」が保持されなければならないとする。文化多元主義者は、多文化主義はこの「公的統一性」を否定する思想として敵視する [油井・遠藤編1997: 7]。このような文化多元主義は、上記の区分に従えば①のリベラル多文化主義と言ってよいと考えられる。

また、駒井は「多文化主義」を、移民や先住民などから構成される複数のエスニック集団の異なった文化を尊重しながらある国民文化を創出していこうとする試みと定義する [駒井2006: 128]。ここで「創出」とは、異なる文化の意図的な相互作用の結果としてそのそれぞれに起こる創造的変容の過程を指示するものであるとして、文化の平行状態を否定する。そして、社会の分裂や隔離は多文化主義に本質的にもなうものではなく、ある国民国家の主流をなす集団と他のエスニック集団とのあいだに経済的あるいは社会的に不平等な構造が存在しているからこそ分裂や分離が出現するのだと主張して多文化主義の批判者たちに反論する。

以上の論議からすれば、多文化主義にも様々な型があり、特定の型を前提にこれを批判することは意味がない。むしろ西川長夫のように、「多文化主義」を「すでに明確な全貌を現した既成の現実や原理ではなく、いまなお変化し変容と展開を続けている歴史的な過程の特徴的な部分に与えられた名称」 [西川・渡辺・マコーマック編1997: 10] と捉え、一言語—文化—民族といった「国民国家」の統合様式とは異なった、エスニック集団間の文化の多様性を許容しつつ、新しい国家の統合様式を目指す考え方としておけば足りる。問題は、我が国において、先の関根の分類にあるリベラル多文化主義とコーポレート多文化主義の間で具体的にどのような位置に政策の照準を定めるかにある。これは文化多元主義者による「公的領域」と「私的領域」の区分の議論に応えるものとなる。またさらに根本的な問題は、駒井の議論に既にうかがえるように、外国人の受入れに関する政策領域は文化だけでなく、政治・経済・社会のすべてにわたることは自明であるにも関わらず、政策理念を「多文化主義」ないしは「多文化共生」とすることで十分かというところにある。この点から、近年世界各国で次の「社会統合」の考え方が大きな力となってきた。

### 2-3. 「社会統合」

後述するようにドイツでは、長年の多文化主義を巡る論争が終息し、社会統合を積極的に推進する動きが強まっている。これはEC諸国共通の動きであり、EC委員会のために作成された専門家報告書は、「統合」とは、外国人の社会的な底辺化(marginalization)を防止あるいは阻止する過程であるとし、このように考えると、同化政策(assimilation)対多文化主義(multiculturalism)という、いくらか過熱気味の、しかも不毛な論争を避けることができるとしている[井口1990:125]。

また樋口直人は、現時点で使用される意味での「共生」概念を外国人政策の旗印にするには次の2つの問題があるとして「多文化共生」概念を批判し、代わりに「統合」の概念を提起する[梶田・丹野・樋口2005:295]。問題のひとつは、共生という言葉は自らが持つ響きのよさを保つために、モデルに適合しない現実から目をそらす、あるいはそれを排除する傾向があったことだという。例えば、池袋や新宿で住民と生活基盤を築く外国人の間に「共生」が進んでいるという見方は、警察力の集中的な投入により多くの非正規滞在者を排除してきた地域であるという、都合の悪い現実を消去した空想上のモデルに過ぎないとする。

第2に、共生モデルは、「多文化共生」としばしばいわれるように、共生は、「文化」あるいは「エスニシティ」(のみ)を説明ないし記述の単位とする誤った理解をしばしば帰結する。政治経済的な布置関連により生じる問題であっても、文化(あるいはエスニシティ)に原因が帰せられてしまう。少なくとも、ブラジル人に関する限り、問題を文化対立や地域摩擦として捉えるのは不適切で、「政府の失敗」「市場の失敗」に起因するものとみるべきであるという。

そのうえで樋口は、「共生」に代わるスローガンとして「統合」を提案する。ここでの統合概念は、「異なるエスニック集団が、社会文化的領域で集団の境界と独自性を維持しつつ、政治経済的領域での平等を可能にすること」と定義される。その政策理念は、統合を実現するためのルールとしての「権利」と統合を実践に移すための資源としての「コミュニティ」の両者に焦点を当てる。そして、何らの規制もなされないままフレキシブル化が進んできた労働市場に対して、国家が適切な規制策を講じる政策と移民コミュニティを再構築する政策が必要であるとする。

筆者は、外国人に関する政策領域の理念についての、この樋口の議論は適切であると考えている。ただ、これに対しいくつかの注釈を加えたい。まず「共生」については、もともと“symbiosis”という生物学用語から来ているが、日本語の「共に(仲良く、調和して)生きる」というニュアンスは他の言語では伝わりにくい。外国人との共通理解が



最も必要な理念が他の言語で表現しにくいというのは矛盾ではないだろうか。また、外国人に係る不平等は基本的には政治・経済政策や社会構造に起因するものであるにもかかわらず、「共生」という言葉によって、個々人の主観的な努力を強調する印象を与えてしまう。そのような意味で「共生」よりも「統合」という理念に共感する。

しかしながら、「統合」という日本語には「主導的なものが周縁的なものを併合する」というニュアンスがつきまとう。これに対して、この訳語のもとになった例えば英語の“integration”は、手近な辞書<sup>2</sup>によれば「部分を集めて全体にすること。分離を強いる障壁を取り除くこと。」というような意味であって、日本語のようなニュアンスはない。また、法律用語としての「統合」は「日本国憲法」における用例との関連が出てくる。そこでこれらの問題を回避するためには、語を省略せずに「社会統合」とするのが適当ではないか。

さらに、樋口の「統合」の定義にしても「異なるエスニック集団が、社会文化的領域で集団の境界と独自性を維持しつつ」と言っているように、けして「多文化主義」を否定してはいない。むしろ、エスニック集団の社会的境界を維持し、文化的独自性を維持するというならば、先の分類でいえばコーポレート多文化主義というリベラル多文化主義よりも踏み込んだ多文化主義の立場に立っていると言える。したがって、「多文化共生」を批判する樋口も「多文化主義」そのものは否定していない。筆者は「多文化主義」と「統合」を巡る論議は、分断的多文化主義を別とすればそれほど大きな懸隔はなく、「多文化主義」と「統合」を総合する政策理念として「多文化主義的社会統合政策」(＝外国に背景を持つ人々の文化の独自性を維持しつつ、政治経済的平等を可能にすることにより、これらの人々の社会的底辺化を防止すること)を掲げることが最も適切であると考えられる。

#### 2-4. 外国人政策

樋口は、国家、市場、移民ネットワークという構造的制度的要因によって外国人の移住過程を説明する[梶田・丹野・樋口2005:18]。そして、国家と市場にまたがり外国人の移住局面と包摂局面を包括する概念として「移民国家レジーム」を用い、移民国家レジームと移民ネットワークの関係を軸に移住過程の分析を行う。ここで「移民国家レジーム」とは、国家による入国管理と移民統合の体系を構築する言説・政策の型として定義される。先にも述べたように日本に在住する外国人をすべて「移民」と捉えることは適当でないから、「移民国家レジーム」や「移民統合」(傍点筆者)というのには異論があるが、その点を除けば樋口と同じ趣旨において、国家による「出入国管理」と「社会統合」の政策が「外国人政策」であるといえよう。

梶田孝道は、日本において「外国人の管理政策はあっても統合政策はない。そのため、統合政策とは無関係に、出入国管理政策が実施されている。」という[梶田・丹野・樋口2005：42]。筆者はこの意見に賛同するものであるが、さらに付け加えて、我が国において出入国管理政策はあるものの、その基礎になる明確な社会ビジョンがないことを指摘したい。目指すべき社会のビジョンに基づいた出入国管理政策と多文化主義的社会統合政策からなる包括的外国人政策の確立が急務である。次に、これまで検討した外国人政策に関わる諸概念に基づいて、国と地方自治体の外国人政策を検証していきたい。

### 3. 国の外国人政策

#### 3-1. 外国人政策に関する基本方針

##### (1) 出入国管理と雇用対策に関する基本方針

現在我が国には外国人の出入国管理と社会統合の政策を包括した基本政策文書あるいは基本法的法律は存在しない。内閣または省庁横断的なレベルの政策文書を点検することで、その内容が包括的外国人政策とはいえないことを次に示そう。

我が国にも出入国管理と雇用対策という伝統的行政分野において、基本方針は存在する。しかしながら、それらを合わせても、外国人受入れと社会統合の両面にわたる基本的な外国人政策とはなっていない。

##### 【第3次出入国管理基本計画】

これは、法務省が2005年3月に策定したものである。ここでは、専門的、技術的分野の外国人労働者は一層積極的に受け入れるとしている一方、人口減少時代への対応としては、単に量的に外国人労働者の受け入れで補おうとすることは適切でないとしている。また、外国人が住みやすい環境づくりを進めていくためには、生活環境の問題等に適切に対処する必要があることから、労働、教育、福祉に係る支援施策等の連結が不可欠である。そのため、地方公共団体等の取組なども参考に、国全体としての方策を検討していく必要があるとしている。

##### 【第9次雇用対策基本計画】

これは、1999年6月に閣議決定されたものである。ここでは、まず、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進するとしている。ただし、いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、十分慎重に対応することが不可欠であるとされる。また、単に少子・高齢化に伴う労働力不足への対応として外国人



労働者の受入れを考えることは適当でなく、まず高齢者、女性等が活躍できるような雇用環境の改善、省力化、効率化、雇用管理の改善等を推進していくことが重要であるとしている。

さらに、我が国における外国人労働者の就労環境の一層の整備を図るとしている。日系人労働者については、違法なブローカーの活動等により雇用面のトラブルが生じやすい点にかんがみ、公的就労経路の充実、雇用管理の改善等により、日系人の適正な雇用が確保されるよう努めるとしている。

以上が現在の我が国の出入国管理の最も基本的な政策であるが、ここでは次の3点の問題を指摘しておきたい。

①少子・高齢化の進む我が国の社会ビジョンに関し、労働力の不足対策として、既にいわゆる3K職場が外国人労働者によって担われている現実があるにもかかわらず、国内労働市場のミスマッチ解消で対処できるとしているのは説得力がない。

②上記①に関連して、外国人単純労働者は受け入れないとしながら、バックドアあるいはサイドドアからの労働力受入れとして批判のある日系人や研修・技能実習生について、政策と現実の乖離を解消するための出入国管理政策の見直しについて言及がない。

③外国に背景のある人々の社会統合政策については、外国人の生活環境の改善という現象的な面のアプローチにとどまっており、政治経済社会の構造からの改革という社会統合政策はない。

ここで特に問題となる日系人の受入れと研修・技能実習生の現状は次のとおりである。

#### 【日系人の受入れ】

梶田も言うように、日系人の急増は、基本的には法改正と労働力の逼迫に起因するが、なぜ日系人が急増したのか、なぜ日系人に関して法改正がなされたのか不明なままである [梶田2005:111]。一般的な通説としては、外国人労働者への需要が増大したため、その一部分を日系人に期待したという解釈がある。しかし、資料的に確認されている限りでは、法務省や労働省の入管法改正の意図は、日系人を新たな「外国人労働者」として位置づけることではなく、あくまでも公式には親族訪問のためのものであった。

また一方で、在日韓国人三世問題が、一世、二世、三世を含めて「特別永住者」というカテゴリーの創設により解決されたこととの関係で、「特別永住者」と比較して相対的に見て不利とはならないような法的地位が日系人に対しても付与されることが求められ、入管法改正の際に、そのような形で法改正がなされたという。

宮島は、「事実として日本で何が起きているか、日本の入管政策が事実として何を生じさせているかについては、もっと明晰であってほしいと思う。端的な事実をあげれば、新規に、また再入国許可付きで年間10万人も合法的に受け入れられている南米系外国人とは、一体単純労働者ではないのだろうか、移民ではないのだろうか？」と問う [宮島2003：264]。

まさにここにこそ現在の我が国の外国人政策の最大の問題点がある。南米出身日系人の多くは、自動車産業や電子機器産業の工場で、あるいは弁当工場や産業廃棄物処理場などで労働者として働いており、単純労働者は受け入れないとした、「出入国管理基本計画」や「雇用対策基本計画」に反している。また、1990年改正施行された入管法により「定住者」という在留資格を設けた政策意図にも明らかに反している。これらの日系人は当初から「定住」を想定した在留資格で受け入れられていること、そして滞在が長期化し、家族を含めた生活関係が国内に築かれてきていることからすれば、「外国人労働者」というよりも既に「移民」というべきではないのか(これを「結果としての移民」と見る見方は多くある。例えば、鈴木江理子 [依光2005：30])。政策と現実との整合性を回復するためには、一部「移民政策」を含めた形での「外国人政策」の根本的検討を避けて通ることはできない。

#### 【研修生・技能実習生】

外国人研修制度は実施主体によって、大きく三つに分かれる。第1は政府および関係機関が行う研修、第2は「企業単独型研修」で、日本企業が現地法人の従業員を日本の向上等に招き研修するもの、そして第3は、「団体管理型」研修で、現地法人を持たない日本の中小企業が、受入れ団体の指導・監督の下で研修生を受け入れるものである。原則1年の研修期間内に非実務研修と実務研修を実施することとしている。また、技能実習制度は、技能実習移行対象業種で、研修終了後研修実施企業と雇用関係を結び、労働者として働くものである。研修と実習を合わせて2年以内とされているが、特定の業種では、研修と実習を合算して最長3年間の滞在が認められている。

この外国人研修・技能実習制度は、本来の研修生・技能実習生に対する技術・ノウハウの移転という機能だけでなく、国内で求人募集を行っても応募者がいない産業や中小企業における人材の確保という機能を果たしている。この制度はすでに定着・拡大しているが、研修と称して実際は労働させているなど受入れ機関による不正行為や研修生・技能実習生の失踪も少なからず発生しているなどの問題を抱えている。ここにも「外国人単純労働者」は受け入れないという公式的政策と現実の乖離がある。労働力が不足する分野への外国人労働力の導入という制度の実質的な機能を不可欠のものとして認めるなら、その機能にみあった「労働許可制」の再検討が必要ではないか。

## (2) 最近の動き

以上のような国の基本方針と併せて、最近の国の政策動向を見てみよう。

### 【骨太方針2006】

まず内閣レベルのものとしては「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」がある。これは小泉政権最後の「骨太方針」として2006年7月7日に閣議決定された。ここでは、外国人受入れに関して、優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れ拡大、現在専門的・技術的と評価されてない分野の受入れについての検討、研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化等が盛り込まれている。新しい分野の受入れの検討は、介護福祉分野などを念頭に置いたものと思われる。しかし、単純労働者を受け入れないという公式方針と定住者資格により在住する日系人や研修生・技能実習生の多くが単純労働に従事している現実との乖離の解消に触れておらず、その結果少子・高齢化に伴い深刻化する労働力不足への対応と外国人受入れとの関連が明確になっていない。この意味で「骨太方針2006」は、取り組むべき個別事項を列挙したものではあっても外国人政策の基本を定めたものとはいえない。日本の政策決定の特徴である対症療法的プラグマティズムがここにも現われていると言わざるを得ない。

また、社会統合に関連する部分では、生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進めるとされている。しかし、「多文化共生社会」とは何かの定義づけや多文化化の具体的な認識、目指すべき社会のビジョンは明らかでない。欧米諸国の経験の中で激しい議論を呼んできた「多文化主義」に関する十分な吟味やそれに対応する姿勢の明示なくして「多文化共生」を謳っていることについては、「多文化主義」に対する賛否以前に政策として未熟成と言わざるを得ない。社会統合に関する部分でも、我が国の基本政策は示されていない。

### 【規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申】

次に、規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」を見てみよう。小泉政権における外国人政策については、規制改革・民間開放の一環として規制改革・民間開放推進会議の場で議論が行われてきた。その最終報告となったのが、安倍政権に替わった後の2006年12月に出された「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」である。この答申では、問題意識として、地方公共団体の外国人関連政策を出入国管理政策と並ぶ第2の柱として位置付け、政府と地方公共団体が一体となって外国人の権利の保障と義務の履行を図るべきとされている。ここでは外国人の社会統合に関する政策は自治体の政策とされ、国の「社会統合政策」は示されていない。出入国管理と社会統合の両面にわたる基本政策はここにもない。

### 【規制改革推進のための3か年計画】

小泉政権から安倍政権に替わり、2007年年6月22日に「規制改革推進のための3か年計画」が閣議決定された。ここでは、措置事項として「国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備」が挙げられ、特に在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化等が盛り込まれている。この「3か年計画」が、現時点で最も包括的な外国人政策に関する内閣レベルでの取り組みを示すものである。しかしながら、政府の取り組みは外国人政策全体の基本政策の策定をなおざりにして、出入国管理政策の一環としての在留管理の強化にますます特化してきているように見える。

### 【外国人労働者問題関係省庁連絡会議】

政府内で外国人の社会統合に関する政策に関して省庁横断的に具体的施策を検討するほとんど唯一の組織が「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」である。この会議で2006年12月25日に「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」が策定されている。基本認識としては、外国人の増加、定住化、子どもの定住化等が見込まれる一方で、課題が多いので、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるよう環境整備が必要としている。そして、「暮らしやすい地域社会作り」、「子どもの教育」、「労働環境の改善、社会保険の加入促進等」、「在留管理制度の見直し等」について具体的項目を定めている。（その内容については、後ほど地方自治体の提言との比較の中で検討する。）

ここでも、南米出身日系人や日本人の配偶者等、研修生・技能実習生たちがそれぞれどのような社会・経済構造の中に置かれ、どのような問題を抱えているかの認識は示されていない。外国人をいわば社会構造から切り離された個々バラバラな存在として、その生活環境整備が示されているに過ぎない。また、少子・高齢化が進む我が国においてどのような新しい社会を構築するかについてのビジョンがないために、政策の達成目標が明らかでない。そうした中でここでも「地域の『多文化共生』の取組の促進」が言われているのは、政策として未熟成である。この会議の策定した政策をもって明確な社会統合政策ということとはできない。

### (3)外国人に関わる省庁レベルの政策（総務省）

ここでは、各省庁の中でも特に地方自治体と関わりの深い総務省の政策のみを取り上げる。

各省庁の中で最も明確に「多文化共生」の用語を使用しているのは、総務省である。しかし、「多文化共生」にどのような政策的含意があり、それがどのように具体的な政策に反映されているのかは必ずしも明確でない。ここでは総務省政策の基となった、

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」と同省が全国における多文化共生推進を図った通知を見てみよう。

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(2006年3月)では、「多文化共生」を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。そして、外国人を地域で生活する住民と捉え、「コミュニケーション支援」および「生活支援」を、また、地域社会の構成員として共に生きていくという観点から、「多文化共生の地域づくり」を提言し、さらにこれらの取組を実施するための、地域における「多文化共生の推進体制の整備」についても提言している。

この報告書を受けて総務省は、2006年3月自治行政局国際室長名で「地域における多文化共生推進プランについて」の通知を出している。総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」においては、「多文化共生」の定義は報告書と同じで、自治体に取り組むべき施策の領域についても報告書に示されたものと同じである。また、「プラン」では地域における多文化共生の意義として、「外国人住民の受入れ主体としての地域」、「外国人住民の人権保障」、「地域の活性化」、「住民の異文化理解力の向上」、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を挙げている。そのうえで総務省は、各都道府県および政令指定都市に対し、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定およびその実施を求め、さらに市区町村に対しても周知するよう求めている。

この総務省の政策に関しては、いくつかの点で違和感を禁じえない。

第1に、先に見たように「多文化主義」が外国に背景を持つ人々の文化の独自性を維持するだけでなく、政治経済的平等を可能にすることを旨とするのであれば、在留資格や労働市場に対する法規制、社会保障制度の適用など外国人受入れに関わる政策の体系を問題にせざるを得ない。そして、その政策は基本的には国の政策であり、その中でも法務省、外務省や厚生労働省、文部科学省などの権限が大きく、総務省の権限は相対的に小さい。そうした国全体の政策的取組と切り離して「多文化共生」を進めようとしても、必然的に「外国人の生活環境の整備」という狭い範囲のものにならざるをえない。

第2に、既に見たように「多文化共生」は政府の政策文書に散見されるようになってきているが、その定義を明確にした上で我が国の外国人政策の基本的な理念とするまでには至っていない。そうした中で他省庁に先駆けて総務省が「多文化共生」を唱えるのは、国の政策として未熟成の感が否めない。また、「多文化共生」あるいは「社会統合」はもっぱら地方自治体の責務であるという誤解を助長する恐れもある。

第3に、「多文化共生」あるいは「多文化主義的社会統合」の課題は新しい地域社会の

構築そのものであって、地方自治体固有の課題であるので、その取組はあくまで自発的であるべきである。また、外国人の居住状況や多文化化の状況も自治体ごとに違う。こうした中で国が一定の方針を示し、全国一律に計画の策定・実施を求めるのは、課題の本質にそぐわないのではないか。

## 4. 地方自治体の外国人政策

### 4-1. 外国人集住都市会議

#### 【設立趣旨】

我が国の地方自治体がいわゆる国際化政策に積極的に取り組み始めたのは1980年代後半からである。当時、後に「バブル」と評される急速な経済発展と好景気の中で我が国の世界の中でのプレゼンスが増すにつれ、自治体においても「高齢化」、「情報化」と並んで「国際化」が共通の政策課題とされた。1986年には国際化推進自治体協議会が設立されJ E Tプログラムが始まり、87年には自治省から「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」が示された。この当時の取組は主として姉妹都市などの「国際交流」であったが、外国人が多く居住する自治体では「内なる国際化」が課題とされた。90年代に入ると国際交流推進に加えて国際協力が課題とされ、一部の自治体で取り組みがなされた。一方この頃から、入管法改正施行の影響により、一部の自治体でニューカマーと呼ばれる外国人が急増し、これらの自治体では目の前の課題への対応として、外国人に対する母国語情報の提供、窓口への通訳者の設置、外国人相談などに取り組み始めた。90年代を通じて一定の都市で外国人は増え続け、それらの都市では外国人受入れの制度・社会システムが整っていない中で対応に苦慮する状況が深まっていった。これらの都市にとって政策の画期となったのが、2001年の「外国人集住都市会議」の設立である。

外国人集住都市会議の設立趣旨として、次のことが謳われている。①ニューカマーといわれる南米出身日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市が、外国人住民に関わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的とすること。

②外国人住民に関わる諸課題は、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していくこと。

③こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要な不可欠な外国人住民との地域共生の確立を目指していくこと。



## 【「浜松宣言及び提言」の採択】

設立参加13都市は、2001年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択した。続いて11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。

「地域共生」についての「浜松宣言」（以下「浜松宣言」という。）は、つぎのような内容である。

（前略）グローバリゼーションや少子高齢化が進展するなかで、今後我が国の多くの都市においても、私たちの都市と同様に、地域共生が重要な課題になると認識している。

定住化が進む外国人住民は、同じ地域で共に生活し、地域経済を支える大きな力となっているとともに、多様な文化の共存がもたらす新しい地域文化やまちづくりの重要なパートナーであるとの認識に立ち、すべての住民の総意と協力の基に、安全で快適な地域社会を築く地域共生のためのルールやシステムを確立していかなければならない。

私たち13都市は、今後とも連携を密にして、日本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした真の共生社会の形成を、すべての住民の参加と協働により進めていく。

以上、13都市の総意に基づきここに宣言する。

また、会議は「教育」、「社会保障」、「外国人登録等諸手続き」に関する提言を行った。この提言については、後ほど国の政策との対比において検討する。

「浜松宣言及び提言」は、外国人住民を新しい地域文化やまちづくりの重要なパートナーと位置づけ、外国人住民の政治経済的平等を可能にし、社会的底辺化を防止するための必須の取組みである教育、社会保障、外国人登録等諸手続きの改革を求めている点で、地方自治体による社会統合政策の表明ということができよう。また、「多様な文化の共存がもたらす新しい地域文化やまちづくり」に言及している点、「互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで」共生社会の形成を進めるとしている点から、多文化主義の立場に立っていることも明らかである。ただ浜松宣言では、「多文化共生」ではなく、「地域共生」という造語を用いている。これは、単に文化のみに焦点を合わせるのではなく、「健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行

を基本とした真の共生社会の形成」、すなわち日本人住民と外国人住民の地域社会における全体的な統合、そして新しい文化と地域の形成を目標とすることを明らかにしたものである。このように、浜松宣言は多文化主義的社会統合政策を盛り込んだものと言える。

しかしながら、浜松宣言には、もっぱら国・地方の行政を対象としていて、経済・社会構造の改革に関する言及が乏しいという問題がある。梶田が言うように、ブラジル人の中には地域社会から切り離された「顔の見えない定住化」が進行しているが、これは原材料などと同様に労働力にもジャスト・イン・タイムを求める市場において、外国人労働力はその要求を満たす「フレキシブルな労働力」になっていることに原因がある [梶田2005：290]。そこから、例えば親が頻繁に転勤を繰り返し、子どもの教育環境が悪化するという問題が生じている。したがって、地方自治体には、外国人労働者の権利が擁護される市場経済の形成のために、国による規制や経済界の自己改革を求めていかなければならないという課題がある。

#### 4-2. 浜松宣言以後

その後外国人集住都市会議は参加都市が23団体(2007年11月28日現在)に拡大し、この間2002年「14都市共同アピール」、2004年「豊田宣言」、2006年「よっかいち宣言」、2007年「みのかも2007メッセージ」と、宣言及び提言を積み重ねてきた。このうち「豊田宣言」では経済界等との連携・協力を模索するとしているが、前述のような観点からの対話はまだこれからである。

また、2002年にはブラジルで「日伯比較法及び在日ブラジル人就労者に関するシンポジウム」(日伯比較法学会主催)が開催され、このシンポジウムで採択された「サンパウロ・ロンドリーナ宣言」の中で「浜松宣言」に対する全面的な同意が表明された。これは、日本の外国人政策に関する日本・ブラジルの協力事例として特筆されるべきだろう。

#### 4-3. 外国人集住都市会議提言(「浜松宣言」と国の政策(「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」)の対比

##### (1)教育

次に、地方自治体の外国人政策に関する提言と国の政策を対比して、国がどこまで自治体に応えているかを検討しよう。自治体の提言は「浜松宣言」によって、国の政策は外国人労働者問題関係省庁連絡会議「「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」(2006年12月)によって捉えることとする。

教育に関する地方自治体の提言	国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小中学校における日本語等の指導体制の充実</li> <li>・就学支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JSLカリキュラムの開発・普及</li> <li>・日本語指導対応教員の配置</li> <li>・就学支援の実践研究、就学啓発資料の作成、フォーラム開催等</li> <li>・外国人学校に対する各種学校認可の促進</li> </ul>

教育分野における国の対応には、以下のような問題がある。

- ①外国人児童生徒支援のための教員加配などの人員、予算が決定的に不足している(量的問題)。例えば、文部科学省の2006年調査によれば、我が国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は22,413人(うち小・中学校在籍者は21,192人)、在籍学校数は5,475校(うち小・中学校は5,150校)であるにもかかわらず、小・中学校に対する、日本語指導等に対応した教員定数の国費による加算は平成19年度の積算で985人に過ぎない<sup>3</sup>。単純計算すれば、外国人児童生徒22.75人に教員1人、1学校あたり教員0.19人となる。これだけでも加配の不足は明らかだが、不就学となっている子どもの存在や外国人児童生徒の1学校あたり在籍数のバラつきを考えれば、その不足は単純計算以上に大きい。
- ②必要とされる人材の育成、供給の仕組みがない。
- ③カリキュラム、教材など専門的知識、技術の開発、提供が不十分。
- ④漢字、日本史など外国人の子どもに対する教育目標が不明確。多文化主義を公的領域でどこまで適用するか検討が必要。
- ⑤不就学について、親の労働環境改善など総合的対策が不足。
- ⑥子弟の教育状況を在留資格審査の考慮事項とすることが政府部内で検討されているが、教育機会・制度の充実なくして在留要件を厳格化することは在住外国人にとって不当なものとなるおそれがある。

## (2) 社会保障

社会保障に関する地方自治体の提言	国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険制度の見直し 健康保険・年金のセット加入の見直し、帰国時納付額返還制度の改善、外国人向け医療保険制度の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険の加入促進等 社会保険庁による重点的事業所指導、公共職業安定所の求人受理や都道府県労働局の労働者派遣事業・請負事業に対する指導監督と連動した社会保険事務所による</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働環境整備 社会保険加入促進のため事業者に対する監督官庁の罰則を含めて指導体制強化、事業所が外国人を雇用する請負業者等と契約する場合社会保険加入を条件とするなど企業責任の明確化、請負業者等の実態把握・許可制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入促進、保険料の二重負担等の解消のための二国間保障協定の積極的締結、市町村による国民健康保険外国人相談窓口の設置に対する補助、外国人に対する国民年金加入促進</li> <li>就労適正化のための事業主指導の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人雇用状況届出制度(2007年10月1日施行、すべての事業主に外国人労働者の雇用または離職の際に氏名、在留資格、在留期間等を確認し、公共職業安定所へ届け出ることを義務化、30万円以下の罰金有り)、事業主に対する指導の強化</li> </ul> </li> <li>雇用の安定 職業講話、ガイダンス等による不就労の日系人若者対策強化、公共職業安定所の体制整備</li> </ul>
--	--

社会保障分野における国の対応には、以下のような問題がある。

- ①社会保険加入について、健康保険と年金のセット加入に関する根本的制度検討がない。他方、社会保険庁による指導の強化ではこれまでとの変化を期待しがたい。
- ②雇用状況届出制度の施行は一定の前進であるが、外国人労働者の雇用状況改善効果については未だ不明。雇用情報の関係機関による活用方策も未整備。
- ③雇用安定について、職業安定所の体制整備だけではこれまでとの変化を期待しがたい。

### (3)外国人登録等諸手続き

外国人登録等諸手続きに関する地方自治体の提言	国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人登録制度の見直し 外国人登録システムの電算化・入国管理局と自治体間のネットワーク化、各種行政情報システムとの連携、出入国時や転出時をはじめ居住地変更等手続きの住民基本台帳との整合化、福祉・教育・税金などの行政事務事業や地域共生事業に対する情報開示の拡大検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留管理制度の見直し 外国人の居住地、就労先等の正確な情報把握およびその活用により、行政サービスの提供、就学促進、就労適正化、社会保険加入促進等を図る。「ワーキングチーム」で制度検討。</li> <li>在留期間更新等におけるインセンティブ 日本語能力、社会保険等への加入、子どもの就学等について、入国時、在留期間の更新・在留資格の変更時に確認または考慮することを検討</li> </ul>

外国人登録等諸手続きの分野における国の対応には、以下のような問題がある。

- ①外国人の居住地等の正確な情報把握は国および地方自治体双方にとって必要であるが、現在法務省及び総務省において進行中の外国人登録制度の見直しは外国人および地方自治体の利益になるものとなるかどうかは制度設計にかかっている。
- ②日本語能力等を在留期間の更新時等の考慮事項とすることは、外国人生活環境等の整備が前提として伴わないと既に生活関係を構築している在住外国人にとって不当なものとなるおそれがある。

## 5. 日本の外国人政策の課題

これまで外国人政策に関する諸概念に照らして、我が国の外国人政策の特徴と問題点を分析してきた。最後にこれをもう一度整理して見よう。

### 【政策内容】

まず政策内容については、以下の諸点が指摘できる。

- ①少子・高齢化やグローバル化を踏まえた社会のビジョンに基づく出入国管理政策の基本が示されていない。その結果、日系人に関する「定住者」という在留資格が、立案意図と全く違い就労目的の外国人の受入れに道を開いていること、また、「単純労働者」は受け入れないことを基本方針としながら多くの日系人や研修生・技能実習生が現実には単純労働に従事していることなどの矛盾を引き起こしている。
- ②出入国管理政策と社会統合政策の立案が連動していず、外国人の生活環境整備施策はあっても「社会統合政策」はない。本来は、1990年「入管法」改正施行時に社会統合政策も用意すべきであったにもかかわらず、これがなされなかったため、外国人が労働、教育、社会保障などの面で問題を抱え、外国人受入れの第一線にある外国人集住都市等が苦慮する結果になっている。
- ③社会統合政策よりも在留管理政策に力点が置かれており、地方自治体側の政策提言の中でも特に外国人登録手続きの見直しや外国人雇用状況届出制度の施行が進んでいる。
- ④社会統合に関する政策の中で、公的領域の統一性と私的領域の多様性の関係の検討が不十分である。例えば、公的領域での多言語化をどこまで進めるか、公教育における「日本の要素」の教育をどこまで外国人児童に当てはめるかなどについては議論が進んでいない。
- ⑤国際人権規約に基づく「内外人平等」の原則により制度は適用されているが、外国人固有の事情との乖離があり、外国人にとっては制度が十分に機能していない場合がある。例えば、教育については、学齢期の外国人児童は公立小中学校に受け入れられる

が、それだけでは十分な教育の保障にならない。社会保障については、健康保険と年金のセット方式の適用が外国人の社会保険加入率を引き下げの一因となっている。住宅については、公営住宅の入居に関し内外人平等が適用されているが、内外人居住者の交流は乏しく、分離の傾向がある。

⑥外国人の市民的権利のうち参政権に関する政策論議は活発とはいえない。

#### 【政策形成過程】

次に、政策形成過程については以下の諸点が指摘できる。

①国に政策立案・遂行の統一的・中心的な機関がない。地方自治体や経済界は「多文化共生庁」など、省庁横断的かつ総合的に外国人政策を立案・調整する政府機関の設置を提言しているが、国は「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」で対応しているにすぎない。これは閣僚レベルの組織ではなく、内閣官房副長官補を議長として各省庁の局長・審議官クラスで構成される「連絡会議」であって、省庁横断的に国の統一的政策を立案する場ではない。

②国の政策対応が遅い。1990年の入管法改正施行からすでに18年経過しようとしているにもかかわらず、社会統合政策が策定されていない。また、外国人集住都市会議の最初の提言から6年が経過したが、提言の大半の事項はいまだに「規制改革のための3か年計画」の中で検討中である。

③外国人集住都市会議に見られるように、地方自治体が外国人政策、中でも社会統合政策の策定に関し、本来の責務に比し相対的に大きな役割を果たしている。特に外国人集住都市会議が、浜松宣言において国に先駆けて、実質的に社会統合政策というべき政策を提唱した点は評価に値するだろう。

④外国人政策に関しては、各省庁レベルあるいは地方自治体の行政的関与が中心で、政治の関与が弱い。政治の場では「外国人労働者問題」など外国人受入れについては議論されても、外国人の生活環境整備あるいは社会統合政策は大きなアジェンダとなっていない。

⑤外国人政策の当事者でもある外国人のうち、いわゆる「ニューカマー」外国人の政策形成過程への関与は今までのところ非常に少ない。

以上のような日本の現状に比べ、ドイツや韓国は明確で徹底した外国人政策を樹立し、施行している。ドイツでは2004年7月に「移民法」が成立し、「ドイツは移民国ではない」というそれまでの建前を捨てた。そして移民の社会統合政策として、連邦政府の責任において600時間のドイツ語コースを核とする統合コースが実施されている。また、韓国では2007年7月から「在韓外国人処遇基本法」が施行された。この法律の目的は、「大韓民国国民と在韓外国人がお互いを理解し尊重する社会環境をつくり大韓



民国の発展と社会統合に貢献すること」とされている<sup>4</sup>。そして同法は、国家及び地方公共団体の政策樹立・施行の責務等を定めている。また韓国ではすでに、地方議会議員及び地方自治団体首長の選挙権並びに地方自治団体の住民投票に際しての投票権において、外国人の地方参政権が実現している。

これらの例を見ても、グローバル化により国境を越えた人の移動が活発になる中で、諸外国は出入国管理政策と社会統合政策が一体となった外国人政策の策定に向かいつつある。我が国も一刻も早く、明確な社会ビジョンに基づく出入国管理政策と多文化主義的社会統合政策からなる一体的な外国人政策を樹立すべきである。

---

#### [注]

<sup>1</sup> 法務省入国管理局外国人登録者統計(平成19年5月)

<sup>2</sup> Webster's New World Dictionary, 2003, New York: Simon & Schuster

<sup>3</sup> 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成18年度)」

<sup>4</sup> コムスタカー外国人と共に生きる会ウェブ・ページ[http://www.geocities.jp/kumustaka85/20070817\\_syogu.html](http://www.geocities.jp/kumustaka85/20070817_syogu.html)

#### [文献]

井口泰, 2001, 『外国人労働者新時代』筑摩書房.

梶田孝道・丹野清人・樋口直人, 2005, 『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会.

駒井洋, 2006, 『グローバル化時代の日本型多文化共生社会』明石書店.

近藤潤三, 2007, 『移民国としてのドイツ——社会統合と並行社会のゆくえ』木鐸社.

宮島喬, 2003, 『共に生きられる日本へ——外国人施策とその課題』有斐閣.

西川長夫・渡辺公三・ガバン・マコーマック編, 1997, 『多文化主義・多言語主義の現在』人文書院.

関根政美, 2000, 『多文化主義社会の到来』朝日新聞社.

依光正哲編, 2005, 『日本の移民政策を考える——人口減少社会の課題』明石書店.

油井大三郎・遠藤泰生編, 1999, 『多文化主義のアメリカ——揺らぐナショナル・アイデンティティ』東京大学出版会.

